

令和6年度税制改正を機に
自分の知識を整理しておこう！

／ もう一度おさらいしておきたい／

「飲食」に関する交際費 の税務取扱い

公認会計士・税理士 大西康記



令和6年度税制改正で、一人当たり1万円以下の飲食費等は交際費から除かれることになりました。取引先との会食等では一人当たり5000円を超えることが多いため、企業にとっては朗報といえます。ただし、1万円以下であればどんな場合でも交際費に該当しないということではありません。たとえば自社の役員や社員だけの会食（社内飲食費）は、金額に関わらず交際費となります。ここでは「飲食に関する交際費」の税務取扱いをおさらいします。

接待飲食費に関する 令和6年度税制改正の内容

最初に接待飲食費に関する令和6年度の税制改正の内容ですが、具体的には、改正前は法人が支出する一人当